

別府市民を対象とする支援制度

令和2年9月1日時点の情報です

■ 給付

番号	制度・手続名	対象者	給付額・概要等	問合せ先
1	特別定額給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日（令和2年4月27日）において、別府市に住民票がある方 ・基準日において、別府市に住民票はないが、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難等している方 	給付対象者一人につき一律 10万円	総合政策課 ☎ 21-1122
別府市での申請受付は令和2年8月19日（水）をもって終了しました。				
2	子育て世帯への臨時特別給付金	【支給対象者】 令和2年4月分の児童手当受給者及び新 高校1年生のいる世帯は令和2年3月分の 児童手当受給者 【対象児童】 児童手当の令和2年4月分（3月分を含 む）の対象となる児童	対象児童一人につき 1万円	子育て支援課 ☎ 21-1427
3	住居確保給付金	新型コロナウイルス感染症の影響によ り、離職又は休業等で収入が減少したこ と（それと同程度の場合を含む）に伴 い、住居喪失又は住居喪失の恐れがある 方	別府市の目安（限度額） 単身世帯：36,000円 2人世帯：39,000円 3人世帯：42,000円	別府市社会福祉協議会 別府市自立相談支援セン ター ☎ 26-6070
4	就学援助制度	新型コロナウイルス感染症の影響により 失業又は収入等が減少し、家計が急変し たことにより学用品費等の支払いが困難 になった場合	学用品費や給食費等	学校教育課 ☎ 21-1574
5	ひとり親世帯臨時特別給付金	【支給対象者】 1. 基本給付 ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給 を受けている方 ②公的年金給付等を受給していること により、令和2年6月分の児童扶養手当の 支給が全額停止される方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受 けて家計が急変する等、収入が児童扶養 手当を受給している方と同じ水準になっ ている方 2. 追加給付 上記①、②の支給対象者のうち、新型コ ロナウイルス感染症の影響を受けて家計 が急変し、収入が減少した方	1. 基本給付 1世帯5万円、対象となる第 2子以降1人につき3万円の 加算 2. 追加給付 1世帯5万円	子育て支援課 ☎ 21-1427

■ 支払い猶予・減免

番号	制度・手続名	対象者	制度の概要	問合せ先
1	市県民税の減免	【減免・猶予等の適用基準の目安】 ・新型コロナウイルス感染症により死亡または障害者となった場合 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響が直接の原因である所得の3割以上の減少（ただし前年の合計所得金額が400万円以下） ・納税が著しく困難な人	納期が到来していない市県民税（所得割額のみ、均等割額は減免対象外）のうち、1/8の額から全額が減額されます。所得は、年間所得を比較するため、該当するかどうかは、令和3年3月以降に確定します。	市民税課 ☎ 21-1119
2	市税の猶予制度	下記事項のいずれも満たす方が対象となります。 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ②一時に納税を行うことが困難であること。	新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時的に納付することが困難な場合、猶予制度が適用される場合があります。 対象税目：市県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、法人市民税等	債権管理課 ☎ 21-1121
3	国民健康保険税の軽減・減免	【減免・猶予等の適用基準の目安】 主たる生計維持者について、以下のいずれかの要件に該当する場合 ・死亡または重篤な傷病 ・収入の3割以上の減少	詳しくはホームページをご覧ください。 https://www.city.bepu.oita.jp/seikatu/kenkou_iryuu/kansensyou_nanbyoutou/corona_zei2.html#07	保険年金課 保険税係 ☎ 21-1148
4	後期高齢者医療保険料の減免	【減免・猶予等の適用基準の目安】 主たる生計維持者について、以下のいずれかの要件に該当する場合 ・死亡または重篤な傷病 ・収入の3割以上の減少	詳しくは、7月に送付した被保険者証に同封のチラシをご確認ください。	保険年金課 保険税係 ☎ 21-1148
5	国民年金保険料免除制度・納付猶予	【減免・猶予等の適用基準の目安】 以下のいずれかの要件に該当する場合 ・倒産・廃業・失業等 ・収入の減少	新型コロナウイルス感染症の影響で、保険料の納付が困難となった場合、国民年金保険料の免除・納付猶予が認められる場合があります。	保険年金課 年金係 ☎ 21-1286
6	介護保険料の減免・徴収猶予	【減免・猶予等の適用基準の目安】 ・死亡または重篤な傷病 ・収入の3割以上の減少	収入の減少割合や前年の合計所得金額などに応じて減免します。	高齢者福祉課 管理係 ☎ 21-1463
7	介護保険利用者負担額の減免	【減免・猶予等の適用基準の目安】 以下の要件全て該当する場合 ・所得の3割以上の減少 ・前年の合計所得金額が400万円以下 ・同一生計世帯員の預貯金をもってしても介護サービス費用を負担することが困難	要介護（要支援）被保険者の方の介護保険サービスの利用者負担額が、92/100から98/100の割合で6か月間減額されます。	高齢者福祉課 介護保険給付係 ☎ 21-1463
8	市営住宅家賃の減免・徴収猶予	【減免・猶予等の適用基準の目安】 ・収入の減少	収入が著しく減少した入居者に対し、減少後の世帯全員の合計所得が基準以下となった場合、その所得に応じて、家賃の2～5割を減免します。または、6か月間を限度とし家賃の徴収を猶予します。ただし、徴収猶予は家賃の支払い期限を先に延ばすということであり、家賃が免除されるわけではありません。	住宅管理センター ☎ 21-2200

■ 支払い猶予・減免

番号	制度・手続名	対象者	制度の概要	問合せ先
9	上下水道料金の納付の猶予 別府市独自	新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少し、上下水道料金の支払いが困難な方。 ※個人・法人は問いません。	支援内容については個別にご相談のうえ決定します。	上下水道局 営業課 ☎ 24-0804
10	障害児通所支援サービス等の利用者負担金の減免	【減免・猶予等の適用基準の目安】 ・収入の5割以上の減少	利用料（利用者負担金）を減免できる場合があります。	障害福祉課 支援係 ☎ 21-1413
11	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	【減免・猶予等の適用基準の目安】 ・収入の5割以上の減少	利用料（利用者負担金）を減免できる場合があります。	障害福祉課 支援係 ☎ 21-1413
12	国民健康保険一部負担金（病院での自己負担額）の減額、免除・徴収猶予	【減免・猶予等の適用基準の目安】 以下の1または2の要件に該当し、かつ3と4の要件に該当する場合で、一部負担金の支払いが困難であると認めるとき 1.死亡または重篤な傷病 2.倒産、廃業、失業等 3.月の収入が生活保護基準の1.3倍以下 4.収入の5割以上の減少	収入の減少割合などにより、一部負担金（病院での自己負担額）の半額、全額の免除、または、徴収猶予を行います。減免期間は3か月を限度（3か月延長可）とします。徴収猶予については6か月以内に返済が必要です。	保険年金課 保険給付係 ☎ 21-1158
13	後期高齢者医療一部負担金（病院での自己負担額）の減額、免除・徴収猶予	【減免・猶予等の適用基準の目安】 以下の1または2の要件に該当し、かつ3と4の要件に該当する場合で、一部負担金の支払いが困難であると認めるとき 1.死亡または重篤な傷病 2.倒産、廃業、失業等 3.月の収入が生活保護基準の1.3倍以下 4.収入の5割以上の減少	収入の減少割合などにより、一部負担金（病院での自己負担額）の半額、全額の免除、または、徴収猶予を行います。減免期間は6か月を限度とします。徴収猶予については6か月以内に返済が必要です。	保険年金課 保険給付係 ☎ 21-1158
14	保育料の減免	生計中心者の倒産、失業（自己都合による退職は除く。）等により、収入が著しく減少し、生計の維持が困難となったと認められるとき。	保育料の再算定を行い、保育料の階層区分が変更となった場合に、保育料を減額又は免除します。	子育て支援課 ☎ 21-1427
15	別府市大学奨学金の返還猶予	【減免・猶予等の適用基準の目安】 ・倒産・廃業・失業等 ・収入の減少	奨学金の返還を猶予いたします。 別府市から、本人にお知らせします。	学校教育課 学務係 ☎ 21-1574
16	国民健康保険傷病手当金の給付	以下の要件を全て満たす方 ・別府市国民健康保険の被保険者。 ・勤務先から給与等の支払いを受けている。 ・新型コロナウイルス感染症に関連する療養のため労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができない 適用期間 令和2年1月1日から9月30日。	（直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額）×2/3×日数（支給対象となる日数） ※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。 ※1日当たりの支給額には上限がありません。	保険年金課 ☎ 21-1158

■ 支払い猶予・減免

番号	制度・手続名	対象者	制度の概要	問合せ先
17	後期高齢者医療傷病手当金の給付	以下の要件を全て満たす方 ・大分県後期高齢者医療の被保険者。 ・勤務先から給与等の支払いを受けている。 ・新型コロナウイルス感染症に関連する療養のため労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができない。 適用期間 令和2年1月1日から9月30日。	(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) × 2/3 × 日数 (支給対象となる日数) ※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。 ※1日当たりの支給額には上限がありません。	保険年金課 ☎ 21-1158
18	大分県母子父子寡婦福祉資金貸付の償還金の支払い猶予	収入が著しく減少したこと等により、償還を行うことが著しく困難になった方	支払いを猶予できる場合があります。	子育て支援課 ☎ 21-1701

■ 融資

番号	制度・手続名	対象者	制度の概要	問合せ先
1	生活福祉資金貸付制度 ・緊急小口資金 ・総合支援資金	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な生活資金にお困りの方。 詳細は、別府市社会福祉協議会へご相談ください。	主に休業された方向け (緊急小口資金) ■貸付上限額 20万円以内 ■据置期間 1年以内 ■償還期限 2年以内 主に失業された方等向け (総合支援資金) ■貸付上限(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間:原則3月以内 ■据置期間 1年以内 ■償還期限 10年以内	別府市社会福祉協議会 ☎ 26-6070
2	大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金の生活資金の貸付	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたすひとり親家庭	生活資金の貸付が活用できる場合があります。	子育て支援課 ☎ 21-1701

■ 雇用・生活を守る

番号	制度・手続名	対象者	制度の概要	問合せ先
1	<p>会計年度任用職員【緊急対策】</p> <p>別府市独自</p>	<p>市内在住又は市内の事業所に勤務している方、若しくはしていた方で新型コロナウイルス感染症の影響により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等から解雇され失業中の人 ・採用の内定を取り消された大学等の新卒者 ・現在休業中の人（自営業の方も含まれます。） ・世帯の収入が減少した人 <p>受付期間を令和2年12月25日（金）まで延長しました。</p>	<p>応募資格、勤務条件等の詳細は、募集要項をご確認ください。</p> <p>申込方法：募集要項に記載の必要書類を揃えて、電話で申込（面接予約）してください。</p>	<p>職員課 人事係</p> <p>☎ 21-1115</p>
2	<p>学生エールプロジェクト</p> <p>別府市独自</p>	<p>アルバイト先の休業や家計収入の減少などで生活が苦しい状況にある以下の学生（日本人学生・留学生不問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の大学等に所属する学生 ・本市在住で市外の大学等に所属する学生 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政に対する活動協力謝礼金の交付 1回 3,590円 （市政に対する活動：おもてなしの準備や市民生活の環境整備等） ・お米とパスタの配付 	<p>文化国際課</p> <p>☎ 21-1131</p>
3	<p>次亜塩素酸水の配布</p> <p>別府市独自</p>	<p>市内在住の方及び市内で事業を営む方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住者（運転免許証、保険証、郵便物等で確認を行います） ・市内事業者（名刺、所在地記載の社員証等で確認を行います） <p>市内自治会 市内小・中学校等教育施設 市内福祉施設</p>	<p>持参していただいたペットボトルに次亜塩素酸水を注入しますので良く乾いた容器（ペットボトル等）をお持ちください。</p> <p>市民1人に対して最大1リットルまで 1事業者に対して最大2リットルまで</p> <p>※令和2年7月6日(月)から中央公民館及び地区公民館での配布を新たに開始いたします。上下水道局での配布もこれまでどおり継続いたします。</p> <p>【新規配布場所】中央公民館、南部地区公民館、中部地区公民館、西部地区公民館、北部地区公民館、朝日大平山地区公民館</p> <p>【配布時間】10:00～16:00（土・日・祝日は除く）</p> <p>市で生成した次亜塩素酸水を配送し、施設等の除菌に活用していただいています。</p>	<p>環境課</p> <p>☎ 21-1134</p> <p>自治会・教育施設 環境課</p> <p>☎ 21-1134</p> <p>福祉施設 子育て支援課</p> <p>☎ 21-1427</p> <p>障害福祉課</p> <p>☎ 21-1413</p> <p>高齢者福祉課</p> <p>☎ 21-1442</p>
4	<p>市営住宅への入居者募集</p>	<p>市内に居住する方又は市内の事業所に勤務している方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、現住居から退去を余儀なくされる（された）方及びその同居親族。</p>	<p>家賃については、入居住宅の最低家賃の半額。</p> <p>退去修繕については、原則免除としますが、使用者の過失による損害等により修繕の必要が生じたときは、使用者は修繕し、又はその費用を負担していただきます。</p> <p>※敷金は徴収しません。</p>	<p>住宅管理センター</p> <p>☎ 21-2200</p>

別府市民を対象とする支援制度

令和2年9月1日時点の情報です

■ 相談窓口

番号	制度・手続名	相談内容	問合せ先
1	特別定額給付金コールセンター 別府市独自	特別定額給付金（国からの10万円給付金）に関する相談ができます。	☎ 0120-967-536 月～金 9時～17時
2	大分県 新型コロナウイルス相談窓口	新型コロナウイルス感染症に関する相談ができます。	☎ 097-506-2775 24時間対応
3	新型コロナウイルス感染症 関連SNS心の相談	相談員とのやりとりを通じて、新型コロナウイルス感染症の影響による心の悩み等の相談ができます。	HP:https://lifelinksns.net 運営：特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク
4	新型コロナウイルスに係る 厚生労働省電話相談窓口	新型コロナウイルス感染症に関する相談ができます。	☎ 0120-565-653 9時～21時（土日・祝日も実施）
5	新型コロナウイルス感染症 に関する人権相談窓口 ・みんなの人権110番 ・子どもの人権110番 ・女性の人権ホットライン ・外国人人権相談ダイヤル	新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。 困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。	みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル） ☎ 0570-003-110 平日午前8時30分～午後5時15分まで 子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110 平日午前8時30分～午後5時15分まで 女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810 平日午前8時30分～午後5時15分まで 外国人人権相談ダイヤル ☎ 0570-090-911 平日午前9時00分～午後5時00分まで インターネット受付 （インターネット人権相談） https://www.jinken.go.jp/ パソコンスマートフォン共通
6	新型コロナウイルス感染症 の影響による特別労働相談 窓口	事業主や労働者からのさまざまな労働相談に対応します。	大分労働局 雇用環境・均等室 ☎ 097-536-0110 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日を除く）